2　法第十条の七第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出書等の提出に関する次に掲げる事項

イ　当該届出書等の提出を受けた年月日

ロ　当該届出書等に記載された事項（当該届出書等を文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて前項の記録に添付する場合を除く。）

ハ　法第十条の五第三項の規定による届出書の提出を受けた場合には、同項の規定により提示を受けた書類の種別

二　住所等所在地国と認められる国又は地域の特定に関する次に掲げる事項

イ　当該特定を行つた年月日及び行つた手続の内容

ロ　当該特定を行つた特定取引に係る特定対象者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

ハ　報告金融機関等が当該特定を行つた特定取引に係る契約を識別するために用いる番号、記号その他の符号

ニ　当該特定を行つた特定取引に係る特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域が特定された場合には、特定された国又は地域の名称及びその特定の基礎となつた情報

ホ　当該特定を行つた特定取引に係る特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域が特定されなかつた場合には、その旨（法第十条の六第二項第三号に掲げる契約に該当する場合には、その旨）

三　法第十条の六第一項に規定する報告事項を提供した年月日及びその報告事項

四　その他参考となるべき事項

3　法第十条の七第二項に規定する総務省令、財務省令で定める日は、次の各号に掲げる特定取引の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一　次号に掲げる特定取引以外の特定取引　当該特定取引に係る契約が終了した日

二　令第六条の七第一号ハ又はヘに掲げる特定取引　当該特定取引が行われた日

（提出物件の留置き、返還等）

第十六条の十四　国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法第十条の八第二項の規定により物件を留め置く場合について準用する。

附　則

1　この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条第四項第五号の改正規定（「又は剰余金の分配」を「、剰余金の分配又は金銭の分配」に改める部分に限る。）及び次項の規定　平成二十七年四月一日

二　第一条第五号の改正規定（「、第九条の六第四項」を削る部分を除く。）、第一条の三第一項第三号、第八号及び第十二号並びに同条第二項及び第三項の改正規定、第四条第一項の改正規定（「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定（「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定（「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改める部分に限る。）並びに同条第六項及び第九項の改正規定　平成二十七年七月一日

三　第一条第五号の改正規定（「、第九条の六第四項」を削る部分に限る。）、同条第八号の改正規定、同条第九号の改正規定、第一条の二第一項の改正規定（「、所得税法第百六十一条第一項第四号」に、「その者が国内に」を「その者が」に、「同法第百六十一条第一項第四号」を「同法第百六十一条第一項第四号の二」を「同条第一項第四号」に改める部分に限る。）、同項第六号の改正規定、同項第七号の改正規定、第二条第一項の改正規定（「、第九条の六第四項」を削る部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「第百六十一条に」を「第百六十一条第一項に」に、「第百六十二条」を「第百六十二条第一項」に、「第百三十八条」を「第百三十八条第一項」に、「第百三十九条」を「第百三十九条第一項」に改める部分に限る。）、同項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、同項第三号の改正規定、同項第四号の改正規定、同項第五号の改正規定（「又は剰余金の分配」を「、剰余金の分配又は金銭の分配」に改める部分を除く。）、同項第六号の改正規定、同項第七号の改正規定、同項第八号の改正規定、同条第五項及び第八項の改正規定、第二条の二第一項、第四項及び第七項の改正規定、第二条の三第一項の改正規定（「、第九条の六第四項」を削る部分に限る。）、同条第四項の改正規定、第二条の四第一項の改正規定（「、第九条の六第四項」を削る部分に限る。）、同条第四項の改正規定、第二条の五第八項の改正規定、第四条第一項の改正規定（「第百六十一条第二号」を「第百六十一条第一項第六号」に、「第百六十一条第八号イ」を「第百六十一条第一項第十二号イ」に改める部分及び「その者が国内に」を「その者が」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定（「第百六十一条第二号」を「第百六十一条第一項第六号」に、「同条第八号イ」を「同項第十二号イ」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定（「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改める部分を除く。）、同条第四項の改正規定（「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改める部分を除く。）、同条第五項の改正規定（「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改める部分を除く。）、同条第十一項の改正規定、第五条第一項の改正規定（「第百六十一条第八号ロ」を「第百六十一条第一項第十二号ロ」に改める部分に限る。）、第六条第一項の改正規定（「第百六十一条第十号に掲げる」を「第百六十一条第一項第十四号に掲げる」に改める部分に限る。）、第九条第一項の改正規定（「第百六十一条第三号から第七号まで、第九号、第十一号若しくは第十二号」を「第百六十一条第一項第七号から第十一号まで、第十三号、第十五号若しくは第十六号」に改める部分に限る。）、第九条の二第一項の改正規定（「第百六十一条」を「第百六十二条第一項」に、「第百三十八条」を「第百三十八条第一項」に、「第百三十九条」を「第百三十九条第一項」に、「第百四十二条」を「第百四十二条の十」に改める部分に限る。）、第九条の三第一項の改正規定、第九条の四第一項の改正規定（「第百四十二条」を「第百四十二条若しくは第百四十二条の十」に改める部分に限る。）、第九条の五から第九条の八までの改正規定、第十条の改正規定並びに第十五条第一項第三号の改正規定　平成二十八年四月一日

四　第一条の二第一項第一号の改正規定、同条第五項の改正規定、第一条の三第一項第一号の改正規定、第二条第一項第一号の改正規定、同条第十項第一号及び第十七項第一号の改正規定、第二条の三第一項第一号の改正規定、同条第八項第一号及び第十六項第一号の改正規定、第二条の四第一項第一号の改正規定、第三条の四第一項第一号の改正規定、第四条第一項第一号の改正規定、同条第二項第一号の改正規定、第五条第一項第一号の改正規定、第六条第一項第一号の改正規定、第六条の二第三項第一号、第五項第一号及び第七項第一号の改正規定、第九条第一項第一号の改正規定、第九条の二第一項第一号の改正規定並びに第九条の四第一項第一号の改正規定　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日